

平成17年度長崎地方裁判所委員会（第2回）議事概要

1 日 時 平成18年3月8日（水）午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 長崎地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）安達一藏，飯谷英男，浦里和弘，進藤千絵，田中素子，峠憲治，

原章夫，正木勝彦，吉田雅子（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）林刑事部部総括判事，田川民事部部総括判事

（事務担当者）岩下事務局長，橋邊民事首席書記官，吉野刑事首席書記官，

山内総務課長（庶務）

4 議 事

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員紹介

(3) 裁判員制度広報活動の取組（前回の委員会後）について

長崎地方裁判所の裁判員制度広報活動が紹介された。

(4) 協議

協議テーマ「裁判員裁判において，裁判員に求められる役割及び分かりやすい裁判を実現するための方策」

（※ □は委員長の，○は委員の，●は当日出席の林刑事部部総括判事の発言。）

○ 昨年実施された「裁判員制度全国フォーラム in 長崎」に参加した。制度について大変分かりやすかったと思う。県内の他の場所で，同じようなフォーラムの開催を予定しているのか。

□ 今年度も，昨年同様，全国フォーラムの開催が予定されるようである。

また，長崎独自の企画として，憲法週間中に裁判員制度説明会を計画している。さらに，今年度は，支部所在地で，説明会を順次開催する予定で

あり、最高裁が製作した、評議をテーマとした広報用ビデオの利用も考えている。

- 裁判員制度が導入される意義を知りたい。
- 裁判制度における国民的基盤を拡大することが目的である。「協働」という言葉をキーワードとして考えており、裁判官と裁判員が協力して働くことをイメージしている。アメリカの陪審員制度とは異なる。日本の刑事裁判は今まで裁判官、検察官、弁護士という法律の専門家だけで行ってきたが、これからは国民と裁判官が協力することによって、裁判に民間の感覚が反映されることを期待している。
- 身近の人に聞くと裁判員を「やってみたい」、「やりたくない」という両方の意見があった。人の一生を左右するほどの判断をすることは、責任が重いと感じる。

また、仕事から裁判を傍聴することが何度かあったが、その度に法律用語や、裁判中に専門家が使う用語が一般市民には理解しづらいと思った。法廷内で使われる用語の簡素化を十分尽くす必要がある。

- 「裁く」という言葉には抵抗感がある。裁くのではなく、事実があったかなかったかを淡々と見定めて刑を決める、また、人を裁くのではなく人の行為を裁く、と考えていただきたい。

人の一生を自分が決められるのかという不安については、一人で決めるということではなく、9人のチームで判断する（協働する）と考えたと、不安も和らげられるのではないか。

裁判用語については、現在、極力分かりやすい言葉を使うよう、裁判官、検察官及び弁護士が共に気を付けているところである。昨年実施した法曹三者での裁判員裁判の模擬裁判でも、分かりやすい言葉を使用していたと考える。言葉以外にも、検察官が説明をする際にパワーポイントを使ったり、調べる証拠の量を少なくする方が分かりやすくなるということも

ある。証拠の絞り込みという点で分かりやすい裁判が実現できるのではないかと考えている。

○ 私は、裁判官として判断することを職業としているが、現在でも判断することは難しいと感じている。裁判官も裁判員と一緒に悩んでいるということを知ってもらえれば、一人ひとりの気持ちも和らぐのではないか。

○ 検察官という立場から、主張を裁判員に理解してもらうことに重点を置いている。図面やパワーポイントを使用するとともに、検察官の話す言葉を平易なものにするよう努めているところである。

ほかにも、説明がダラダラと長かったり、早口であったりすると聞き手に分かりにくくなるので、気を付けている。今まで検察官は、書面を見ながら発言していた。そうするとどうしても早口になる傾向がある。メモ程度に止め頭で考えながら話すようにすると、ゆっくり分かりやすく話すことができるので、そのように心掛けている。

○ 裁判が分かりにくい理由に言葉遣いという問題もあるが、話す内容についても問題があると思う。検察官及び弁護士が、いかに自身の中で事件を理解し整理できているか、ということである。尋問の部分で判断に必要な質問が多いように感じる。十分に準備して的確に質問する技術を磨いていくことが重要ではないか。

○ テレビ局では、系列局単位で、用語統一部会があり、そこで言い回しや分かりやすい用語を使うことについて検討している。裁判においても、業界用語的な言葉を取り除き一般に分かりやすい表現にした方が、理解しやすいと考える。例えば、「人定質問」とか「甲号証、乙号証」とかは、言い換えが必要と思う。

○ 裁判員の仕事は、重大な仕事だと思っている。裁判員になると、心理的、肉体的に負担がかかると考える。悩んだ末に出した有罪判決が控訴審で破棄されたとき、冤罪だったのではないかと悩んでしまうと思う。悩む

裁判員の心のケアは考えられているのか。

また、判決の前に判決書を裁判員が見て確認することはできるのか。

- 裁判員に対するケアについても、議論があったように思うが、難しい問題である。しかし、今以上に一審判決の重みが増すだろうし、簡単に一審の判決を破棄することはないだろうと考えている。

判決時は、判決原稿があればよいので、裁判員が事前に判決書を目にすることははないと思う。判決原稿を見てもらうことはあるのではないか。ただし、評議の結果に基づき判決をするので、裁判員が評議していないことを判決にすることはない。

- 評議では、情緒、精神面での個人差が出てくるのではないか。また、破棄された判決の評議にかかわったということで精神的なショックを受けたり、気持ちが割り切れない部分も出てくるのではないか。

- 破棄判決となったときに「実は私はこう考えていたのに」などど、第三者に言いたくなる人もいるのではないか。それは守秘義務に違反することになるのか。

- 裁判官に対する感想とか、大変だった、きつかったことなどを話すのは構わないだろう。ただし、評議の内容に関する部分には守秘義務が及ぶと考える。

- 長い日本の裁判の歴史の中で、どうして今裁判員制度が導入されるのか。

- 戦後から現在と同じ制度で刑事裁判が行われてきたが、決してこれまでの裁判のやり方が間違っていたというわけではない。ただ、長年同じ制度が続く中で、制度疲労というか時代にそぐわない歪みが目立ってきたと考えている。裁判がより専門化していき、法律のプロ同士が細部に渡って互いに主張し合う状況となり、裁判が長期化、専門化することで国民には難解なものとなり、裁判が国民から遠くなってしまったからだと思う。

裁判員制度を導入することによって、裁判手続の迅速化、論点の整理が行われ、判断に国民の意見を反映することで、より国民に身近なものとなることが期待できる。

○ 裁判を国民に分かりやすく、身近なものとするには、専門家だけでできるのではないか。

○ 専門家だけに任せておくことが本当に良いことかどうかは、一概に言えないのではないか。外部の意見を聞き、それを反映させることが、より良いものになると思う。専門家に任せるばかりではなく、国民からの意見を取り入れることは重要だと考える。

(5) 裁判員裁判の模擬裁判の実施について

法曹三者による模擬裁判の実施について、林刑事部部総括判事から説明が行われた。

地裁委員も模擬裁判に参加し、2人の委員が裁判員となり、その余の委員は傍聴することとなった。

(6) 労働審判法についての説明

4月1日から施行される労働審判法について、田川民事部部総括判事から説明が行われた。

5 次回期日について

平成18年6月12日（月）とする。

6 次々回期日等について

平成18年9月19日（火）午後1時30分～午後4時30分（長崎地裁大会議室）とし、協議テーマは、今回に引き続き、「裁判員裁判において、裁判員に求められる役割及び分かりやすい裁判を実現するための方策」とする予定である。

正式には、次回期日において決定する。